



## 2 県内市町の制定状況

都市名	条例名	施行日	提案手法		前文の有無	目的	定義	基本理念	市の責務	市民の役割	事業者の役割	補足
			行政提案	議会提案								
富士宮市	富士宮市手話言語条例	平成28年4月1日	○		なし	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
浜松市（再掲）	浜松市手話言語の推進に関する条例	平成28年4月1日	○		なし	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
掛川市	掛川市手話言語の推進に関する条例	平成29年4月1日	○		あり	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
菊川市	菊川市手話言語に関する条例	平成29年4月1日	○		あり	○	○	○	○	○	○	
御前崎市	御前崎市手話言語の推進に関する条例	平成29年4月1日	○		あり	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
静岡県	静岡県手話言語条例	平成30年3月28日		○	あり	○	○	○	○	○	○	
焼津市	焼津市手話言語条例	平成30年4月1日	○		あり	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
袋井市	袋井市手話言語条例	平成30年9月28日	○		あり	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
磐田市	磐田市手話言語条例	平成30年10月1日	○		あり	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
森町	森町手話言語の推進に関する条例	平成30年12月20日	○		あり	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
伊豆市	伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例	令和元年12月5日		○	あり	○	○	○	○	○		市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
沼津市	沼津市手話言語条例	令和2年3月19日		○	あり	○	○	○	○	○	○	市民の役割の規定で事業者の役割も定めている
富士市	富士市手話言語条例	令和4年4月1日	○		あり	○	○	○	○	○	○	市民の役割の規定で事業者の役割も定めている